

少年サッカー連盟の大会

TJFL



2017・連盟大会要項

「東京都中央大会・ブロック大会共通事項」

はじめに

子どもたちにとって思い出に残るすばらしい大会にする為には、参加する全チームの理解が必要です。東京都の大会に参加するチームは、よく読んでご理解、ご協力をお願いします。

大会参加にあたって

約束
問合わせ
について

* ブロック関係者、チーム代表者、監督、コーチ、選手、保護者、サポーターなどの皆様へ

- ・大会参加にあたり不明な点がある場合には、ブロック委員長に連絡してください。
- ・ブロック委員長は東京都少年サッカー連盟（以下、本連盟）への報告、連絡、相談する場合は下記をお願いします。

通常時 : 少年サッカー連盟の広報部長まで。

緊急時 : 少年サッカー連盟の副委員長、各専門部長まで。

- ・いずれにおいても

「公益財団法人 東京都サッカー協会への直接の問い合わせ」はしないで下さい。

対象者

- * 東京都少年サッカー連盟役員、東京都中央大会運営部
- * 各ブロック役員、ブロック運営部
- * チーム代表者、監督、コーチ、選手、保護者、サポーターなどの皆様

適用大会

- * 三井のリハウス 東京都 U-12 サッカーリーグ / 1部・2部
- 三井のリハウス 東京都 U-12 ブロックリーグ
- * 全日本少年サッカー大会 東京都大会（中央大会、ブロック大会）
- * トーマスカップ 東京都選抜6年生サッカー大会
- * J A 東京カップ 東京都5年生サッカー大会（中央大会、ブロック大会）
- * 東京都5年生選抜研修会
- * ハトマークフェアプレーカップ 東京都4年生サッカー大会
(中央、ブロック大会)
- * リソー教育 東京都3年生サッカー交流大会（中央交流会、ブロック交流会）

大会参加にあたっての注意事項

大会に出場する前に

- 1 「大会参加書」をブロック委員長に提出する。
- 2 追加での参加、または参加を取り止める場合、個人登録に追加するなどには早めにブロック委員長に連絡する。
- 3 参加チームは必ず決められた会議、抽選会などに出席する。
- 4 各大会の注意事項は応援の保護者も含めて周知徹底する。
- 5 各大会の期日が近付いても連絡のないときはブロック委員長に問い合わせ確認する。
- 6 **監督者会議、抽選会には、大会のベンチに入る監督、コーチなど実務的に理解、指導できる者が出席し、遅刻や欠席がないようにする。**

大会当日

- 1 選手証を準備し何時でも提示できるようにしておく。
- 2 **当日、監督、コーチは選手の体調、負傷の状況把握をして、重大となる事故に発展しないよう管理すること。**
- 3 大会会場にはできるだけ、公共交通機関を利用する。
- 4 会場に入ったら受付をすませ、本部の指示を受ける。
- 5 試合会場での喫煙は決められた場所以外では行わない。
- 6 選手、父兄は各自、ゴミ袋を用意して、ゴミは必ず持ち帰るようにする。
- 7 貴重品の管理は各自、各チームで責任を持つこと。
- 8 会場内では決められた場所以外には立ち入らないようにする。

試合では

- *チーム代表者およびチームの引率指導者は、
- 1 各大会要項を熟読し、理解して厳守すること。
 - 2 ベンチでの指示は節度ある言動とする。行過ぎた言動とみなされるものについては退席等の処分の対象となる。
 - 3 体罰は絶対に行わない。暴力的な言葉、懲罰的なマラソン等も体罰とみなされる。
 - 4 応援する保護者の言動にも留意する。

協力

- 1 会場の準備、後片付けは、参加する全チームは協力すること。
- 2 選手や応援の父母などに事故が発生した場合は、自己責任とチーム内の協力体制で処置すること。
- 3 会場には原則、犬、猫などのペット類を連れてこない。
- 4 サッカーに関わる全ての人達は、「安全・安心・スムーズでフェアな大会運営」に理解と協力を行うこと。
- 5 **本連盟・運営本部、ブロック運営本部は「熱中症対策ガイドライン」に従い、特に、警戒が必要な6～9月の試合会場の設備を把握して、無理な大会運営を行わないようにする。また、事前対策を施すこと。**
この対策にはサッカーに関わる全ての人達が、理解と協力を行うこと。

大会の競技規程について

参加資格について 複数チームエントリー含む

● 総括事項

- 1 実施年度の公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」）第4種に加盟（準加盟含む）登録したチームおよび加盟チームに所属し、登録選手証を有する者。
ただし、選手証発行前の公式戦参加にはWeb登録の承認済の写しで代用できる。
- 2 当該学年でも、年齢が超過している選手については、出場を認めない。
- 3 参加チームは単一チーム（選抜チームの大会や選抜の研修会を除く）とする。
なお、第16ブロック（少女部）は、全日本チーム少年サッカー大会およびU-12リーグ戦を除く大会は合同チームでも良い。
- 4 大会参加の選手登録数は、各「大会要項細則」に記載する。（下記に一部記載）
- 5 参加チームは年間を通じ、傷害保険（スポーツ安全保険など）に加入のこと。
- 6 引率指導者は、参加するチームを掌握指導できる責任ある成人であり、うち1名以上が日本協会公認資格D級コーチ以上または公認キッズリーダー・ブロック指導者講習会受講者であること。
なお、2019年度からは、試合ベンチに入る全ての引率指導者が、日本協会公認資格D級コーチ以上が必要となる。

● 複数チームエントリーについて

- 1 東京都少年サッカー連盟は、2017年度より複数チームエントリー制を導入する。
- 2 なお、複数チームエントリー制を取り入れるかは各ブロックが選択できる。
- 3 複数チームエントリー制を採用する、または、一部ないし今後採用する場合は下記の少年サッカー連盟「複数チームエントリー規定」に従うものとする。

『 複数チームエントリー規定 』

- 1) 複数チームエントリーは、同一チームより2チームまでとし、単一チームであること。
- 2) 各大会に、複数チームエントリーする場合は、当該学年のみで合計20人以上の登録選手がいる場合とする。なお、JA東京カップ5年生大会の中央大会参加の場合は、当該学年のみで合計36人以上の登録選手がいなければならない。
- 3) 複数エントリーチームの登録選手は、2チームとも当該学年のみとし、下級生を含むことはできない（補欠0の主旨による）。
- 4) 引率指導者は、複数チームを兼務できない。
ただし、運営上において、各ブロックより複数チームエントリーを要請された場合は兼務することもできる。
複数チームエントリーの代表者はいずれにおいても、兼務することができる。
- 5) 複数チームのユニフォームは、現在保有のユニフォームでも良く、新調しなくても良い。
- 6) 複数チームエントリーにおける、2チームの試合参加方法や規定については「大会毎の複数チームエントリー細則」によるものとする。
- 7) また、複数チーム間における、選手の組み替えは、「大会毎の複数チームエントリー細則」によるものとする。

大会の競技規程について

参加資格について、複数チームエントリー規定

8) 『大会毎の複数チームエントリー細則』

- ① 三井のリハウスU-12リーグ
 - ・1,2部リーグ～6年主体で8人以上登録 【複数は6年生のみで8人以上】
 - ・ブロックリーグ～6年主体で8人以上登録 【複数は6年生のみで8人以上】
 - ・1,2部リーグの複数チームエントリーの場合、セカンドチームはブロックリーグに所属すること。
 - ・複数チームエントリーは、前期および後期のリーグ戦を2チームで参加する。
 - ・複数チームは、2チームとも全日本少年大会の東京都ブロック大会および中央大会に出場することができる。また、その年の9月30日までに、選手の組み替えおよび大会エントリー登録を完了していれば、合体して一つのチームとして、東京都ブロック大会に出場することもできる。
 - ・複数チームによる、同一チーム内での選手の組み替えは、リーグ戦の後期開始前までに行うことができる。
- ② 全日本少年サッカー大会
 - ・ブロック大会～6年主体で8人以上登録 【複数は6年生のみで8人以上】
 - ・中央大会～6年主体で8～16人の登録 【複数は6年生のみで8～16人】
 - ・複数チームは、2チームとも全日本少年大会の東京都ブロック大会および中央大会に出場することができる。2チームは、東京都ブロック大会から全国決勝大会までに合体して一つのチームにすることはできない。なお、その年の9月30日までに、選手の組み替えおよび大会エントリー登録を完了していれば、合体して一つのチームとして、東京都ブロック大会に出場することはできる。全国決勝大会には、東京都から1チームの参加とする。
 - ・複数チームによる、同一チーム内での選手の組み替えは、9月30日までに行うことができるが、東京都大会から全国決勝大会期間中は組み替えることはできない。ただし、東京都中央大会に選手登録が16名に満たないチームが決勝大会出場のために補充や怪我による交代は、当該加盟チームからのみ認められる。
- ③ トーマスカップ東京都選抜6年生サッカー大会
 - ・東京都中央大会～ブロック大会で、優秀選手として選抜された6年生のみで24人の登録 【複数は該当しない】
- ④ J A東京カップ 東京都5年生サッカー大会
 - ・ブロック大会～5年主体で8人以上登録 【複数は5年生のみで8人以上】
 - ・中央大会～5年主体で16人以上登録 【複数は5年生のみで16人以上】
 - ・複数チームは、2チームとも東京都ブロック大会、中央大会、チビリン関東大会およびチビリン全国大会に出場することができる。また、東京都ブロック大会、中央大会後に合体して、一つのチームとして東京都中央大会ならびに、チビリン関東大会に出場することもできる。なお、関東大会終了後は合体して、チビリン全国大会に出場することはできない。
 - ・複数チームによる、同一チーム内での選手の組み替えは、東京都中央大会の開始前およびチビリン関東大会開始前に行うことができる。なお、チビリン関東大会終了後に組み替ええて、チビリン全国大会に出場することはできない。
- ⑤ 東京都5年生選抜研修会
 - ・東京都選抜研修会～ブロック大会で、優秀選手として選抜された5年生のみで24人の登録 【複数は該当しない】
- ⑥ ハトマークフェアプレーカップ 東京都4年生サッカー大会
 - ・ブロック大会～4年主体で8人以上登録 【複数は4年生のみで8人以上】
 - ・中央大会～4年主体で8人以上登録 【複数は4年生のみで8人以上】
- ⑦ リソー教育 東京都3年生サッカー交流大会
 - ・ブロック交流会～3年主体で8人以上登録 【複数は3年生のみで8人以上】
 - ・中央交流会～3年主体で8人以上登録 【複数は3年生のみで8人以上】
- 「⑥、⑦共通事項」
 - ・複数チームは、2チームとも東京都ブロック大会（交流会）、中央大会（交流会）、に出場することができる。また、東京都ブロック大会（交流会）後に合体して一つのチームとして東京都中央大会（交流会）に出場することもできる。
 - ・複数チームによる、同一チーム内での選手の組み替えは、東京都ブロック大会（交流会）の開始前に行うことができる。

大会の競技規程について

移籍について

● 『 移籍規定 』

〈 定義 〉

- 1 移籍とは、登録年度途中で現在所属しているチームを脱退し、別のチームに所属変更することを言う。東京都少年サッカー連盟（以下、本連盟）では、4月の新年度への切り替えで、別のチームに所属変更する場合は、移籍とみなさない。
- 2 移籍は、選手の権利であり、誰でも、いつでも、どこへでも、理由に関係なく（一方的に強引な補強目的を除く）行うことができる。
移籍先での大会や試合への参加については「大会毎の移籍に関する細則」によるものとする。

〈 手続き 〉

- 1 選手が移籍を希望する場合、以下の手続きを行う。
 - ① 当該選手の移籍元チームは、自チームのweb登録より登録抹消手続きを行い、（公財）東京都サッカー協会（以下、本協会）の承認を得ること。
 - ② チームは、追加登録を行うと同時に、登録費を本協会へ振り込むこと。
 - ③ 移籍元チーム、移籍先チームは、各々のブロック委員長に連絡すること。
- 2 本連盟では、選手が混乱なくスムーズな移籍であるかを確認するまたは、協議を行うことがある。
 - ① 確認または、協議期間中は移籍先で試合に参加することはできない。
 - ② 確認または協議のためには、下記の確認をしたブロック委員長が連絡をすることを原則とする。

● 移籍先・東京第 B ブロック委員長名 年 月 日

確認1 確認2 移籍日または移籍希望日

確認2 移籍希望者学年・氏名

確認3 移籍元チーム・活動地域・所属ブロックなど

確認4 移籍先チーム・活動地域・所属ブロックなど

確認5 移籍について選手、チーム、保護者の合意、承諾はあるか。

確認6 選手や保護者は、移籍先での試合参加の可否について「大会毎の移籍に関する細則」に準じることを承知しているか。

確認7 移籍の理由

- ① 選手本人の希望
- ② チームの戦力補強目的（強引であるか否か）
- ③ 保護者の転勤や移住
- ④ チームメイトによるいじめや無視など
- ⑤ チーム指導者の暴力暴言
- ⑥ 選手の安全確保（ホームグラウンドへの通い等）

・移籍理由の補足事項

[]

大会の競技規程について

移籍について

〈大会毎の移籍に関する細則〉

① 三井のリハウスU-12リーグ

- ・移籍は、リーグ戦の期間中であっても、いつでも行うことはできる。また、移籍先では、前期、後期に関わらずリーグ戦に参加することもできる。
- ・国内や海外からの転移による移籍や登録も、リーグ戦期間中でもリーグ戦に参加することができる（少年サッカー連盟役員会の確認が必要）。
- ・その年の9月30日までに、選手の移籍や大会エントリー登録を完了していれば、移籍後に全日本少年大会の東京都ブロック大会に出場することができる。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、リーグ戦に参加することはできない。一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。

② 全日本少年サッカー大会

- ・移籍は、大会開始前や大会期間中に、いつでも行うことはできる。
- ・移籍後、東京都ブロック大会から参加できるのは、その年の9月30日までに選手の移籍や大会エントリー登録を完了していなければならない。
- ・これらは、国内や海外からの転移による、移籍や登録後の参加についても、適用される。（少年サッカー連盟役員会の確認が必要）。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、9月30日までに移籍や大会エントリー登録が完了していても、東京都ブロック大会から参加することはできない。
なお、一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。
- ・また、東京都ブロック大会から全国決勝大会期間において、参加選手は同一であり、大会期間中に移籍が行われても、同大会に参加することはできない。ただし、東京都中央大会に選手登録が16名に満たないチームが決勝大会出場のために補充や怪我による交代は、当該加盟チームからのみ認められる。

③ トーマスカップ東京都選抜6年生サッカー大会

- ・移籍は、各ブロック選考会、東京都中央大会期間中や関東選抜大会中に、いつでも行うことはできる。
- ・移籍後、東京都中央大会に参加できるのは、ブロック選考会終了前までに、選手の移籍や大会選手登録を完了していなければならない。
- ・これらは、国内や海外からの転移による、移籍や登録後の参加についても、適用される。（少年サッカー連盟役員会の確認が必要）。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、選考会期間中に移籍や大会エントリー登録が完了していても、東京都中央大会に参加することはできない。なお、一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。

④ J A東京カップ 東京都5年生サッカー大会

- ・移籍は、東京都ブロック大会や中央大会期間中または、チビリン関東、チビリン全国大会中でも、いつでも行うことはできる。
- ・移籍が、東京都ブロック大会終了以前までに完了していれば、東京都中央大会に参加できる。その後のチビリン関東やチビリン全国大会にも参加できる。
- ・なお、東京都ブロック大会終了後に移籍した場合は、中央大会以降の大会に参加することはできない。ただし、東京都ブロック大会に参加していないことが明確であればこの限りではない(参加していないとは、エントリー登録、メンバー表に記載がないことも含む)。なお、参加していたか否かは、少年サッカー連盟役員会で確認をする。
- ・東京都中央大会の期間中や終了後に移籍をしても、チビリン関東やチビリン全国大会には、参加できない。
- ・これらは、国内や海外からの転移による、移籍や登録後の参加についても、適用される。(少年サッカー連盟役員会の確認が必要)。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、東京都ブロック大会や中央大会に参加することはできない。
なお、一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。

⑤ 東京都5年生選抜研修会

- ・移籍は、ブロック選考会、東京都選抜研修会期間中に、いつでも行うことはできる。
- ・移籍後、東京都選抜研修会に参加できるのは、各ブロック選考会終了前までに、選手の移籍や研修会の選手登録を完了していなければならない。
- ・これらは、国内や海外からの転移による、移籍や登録後の参加についても、適用される。(少年サッカー連盟役員会の確認が必要)。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、選考会期間中に移籍や研修会選手登録が完了していても、東京都選抜研修会に参加することはできない。なお、一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。
- ・なお、選抜研修会登録選手の怪我による交代は、当該ブロックからのみ認められる。

⑥ ハトマークフェアプレーカップ 東京都4年生サッカー大会 および

⑦ リソー教育 3年生サッカー交流大会

- ・東京都3年生サッカー交流会への適用に当たっては、下記の東京都ブロック大会を東京都ブロック交流会および東京都中央大会を東京都中央交流会に読み替えるものとする。
- ・移籍は、東京都ブロック大会や東京都中央大会期間中に、いつでも行うことはできる。
- ・移籍が、ブロック大会終了以前までに完了していれば、東京都中央大会に参加できる。
- ・なお、東京都ブロック大会終了後に移籍した場合は、東京都中央大会に参加することはできない。ただし、ブロック大会に参加していないことが明確であればこの限りではない(参加していないとは、エントリー登録、メンバー表に記載がないことも含む)。なお、参加していたか否かは、少年サッカー連盟役員会で確認をする。
- ・これらは、国内や海外からの転移による、移籍や登録後の参加についても、適用される。(少年サッカー連盟役員会の確認が必要)。
- ・ただし、一方的で強引な明らかなチーム補強目的の移籍の場合は、東京都ブロック大会や中央大会に参加することはできない。
なお、一方的で強引な補強目的であるか否かは、少年サッカー連盟役員会で協議する。

大会の競技規程について

競技規則について

- 1 試合は実施年度の日本協会「サッカー競技規則」および「8人制サッカー競技規則」に準じる。
ただし、連盟大会要項および各大会で定められた「大会要項細則」が優先する。
- 2 キックオフから、ボールが直接に相手ゴールに入った場合は、得点を認めず、相手チームのゴールキックで再開する。
- 3 試合形式は各大会の「大会要項細則」による。
- 4 試合時間、アディショナルタイムは各大会の「大会要項細則」による。
- 5 試合ごとの選手登録数は各大会の「大会要項細則」による。
なお、共通事項として各大会当日にやむを得ない理由により、事前登録及び予定した選手が出場できない場合は、大会本部に理由書(証明など)提出することで、選手変更および補充ができることもある。
- 6 試合は8人制競技とする。(ブロック大会も8人制とする)
 - ・前半の試合開始時には、両チームはフィールド上に、8人の競技者が必要となる。両チームとも8人いなければ、試合は開始されない。
 - ・試合の進行中に、一方または両方のチームがフィールド上に8人いない場合でも、試合は続行される。
 - ・試合終了時、フィールド上に6人未満の場合は、試合は不成立となる。
なお、主審の許可を得て、用具を正すまたは負傷の処置で一時的に6人未満の場合はその限りではない。なお、速やかに復帰または交代して、6人以上の競技者にするものとする。
 - ・退場を命じられた場合は、交代要員の中からすぐに補充できる。
主審は競技者の補充が行われている間は、試合を停止する。
- 7 交代は交代ゾーンを使用しての「自由な交代」を採用する。
 - ・交代手続きは主審に通知する必要がない。ただし、ゴールキーパーの交代は、ボールアウトオブプレー時に主審に通知する。
- 8 ベンチには試合毎に2名以上3人以内のチーム役員と登録選手およびその他の者が入ることができる。交代要員はビブスなど、その他の者は登録選手と区別できる服装にすること。
- 9 競技のフィールドの大きさはタッチライン長さ68m、ゴールライン長さ50mを基本とする。また、ゴールやフィールドの各エリアの大きさは16歳未満の競技者用を基本とする。ただし、スタジアムなどの施設使用時や各ブロック大会では言及しない。テクニカルエリアの設置は各大会の「大会要項細則」による。
- 10 ハーフタイムのフィールド内練習は原則、試合中の当該チームとする。
- 11 ボールは4号球とし、東京都中央大会は本部が提供する。なお、チーム出しの場合、試合開始30分前にはコート本部へ持ち寄ること。

ユニフォームについて

- 1 実施年度の日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に準じる。
 - ・なお、年度期間内において、日本サッカー協会よりユニフォームについて、改正通達、各種通知があった場合の適用時期は、東京都少年サッカー連盟審判部(以下「連盟審判部」)より連絡をする。
 - 2 東京都中央大会では、試合開始40分前～ユニフォーム色の決定を受ける。
東京都中央大会では、試合開始30分前～ユニフォーム色を記入し、コート本部へ選手登録表・選手証(写真添付)を提出する。必要な内容はすべて記入する。(氏名はフルネーム・フリガナ)
また、試合開始10分前に集合場所で選手の確認と用具のチェックを受ける。
- * その他ユニフォームに関しては、連盟審判部にお問い合わせ下さい。

審判について

- 1 公式試合のすべての審判員は有資格者とする。ブロック大会においても同様とし、第4の審判員設置の場合も有資格者が望ましい。
- 2 各大会の審判は一人制または三人制審判とする。・「大会要項細則」による。
- 3 担当試合の開始60分前には、コート本部に到着の通知をして、40分前にはユニフォームの色の決定をすること。
- 4 担当試合の審判終了後、速やかにコート本部記録書と整合の上、「審判報告書」を提出すること。
- 5 懲罰事項や、その他の事象に対し、連盟規律委員会より事情聴取を受けた場合は協力すること。

大会の懲罰規程について

試合が開催不能または中止の対応について

- 1 試合が一方あるいは両方のチームの責任なき事由（天災、悪天候、高気温、施設側または大会運営事由など）により開催不能または中止となった場合は原則「**再試合**」とする。
 - ①再試合の日時、試合会場、審判員、選手登録などは新たに設定することができる。
 - ②なお、大会本部および当該チーム合意のもと、やむを得ない事情により再試合が不可能な場合は次による。
 - ・開催不能の場合または中止の場合～ブロック委員長は、本連盟役員会に該当試合の状況を速やかに報告するものとする。
 - 本連盟役員会とブロック委員長にて協議しその後の処置を決定する
- 2 試合が一方あるいは両チームの責任における事由（10分遅刻、選手証不携帯、人数不足、集団暴力、破壊行為、公文書偽装、差別化、試合拒否など）により開催不能または中止となった場合は下記の対応とする。
 - ①開催不能の場合（一方のチームの責任による場合）
 - ・放棄試合として、不戦敗扱いとする。
 - ・不戦勝はリーグ戦が得点3、勝ち点3となり、不戦敗は得点0、勝ち点マイナス1となる。トーナメント戦で不戦敗は敗戦となる。
 - ②開催不能の場合（両方のチームの責任による場合）
 - ・無効試合として、原則「**再試合**」とする。
 - ・再試合の日時、試合会場、審判員、メンバー登録などは新たに設定することができる。
 - ・ただし、大会競技会本部および当該チーム合意のもと、やむを得ない事情により再試合が不可能な場合は「**引き分け**」とする。
 - ・引分けはリーグ戦が得点0、勝ち点0となる。トーナメント戦では、次に進むチームをチーム代表者のくじにより決定する。
 - ③中止の場合（一方のチームの責任による場合）
 - ・放棄試合として、不戦敗扱いとする。
 - ・不戦勝はリーグ戦が得点3、勝ち点3となり、不戦敗は得点0、勝ち点-1となる。トーナメント戦で不戦敗は敗戦となる。
 - ④中止の場合（両方のチームの責任による場合）
 - ・無効試合として、原則「**再試合**」とする。
 - ・再試合の日時、試合会場、審判員、メンバー登録などは新たに設定することができる。
 - ・ただし、大会競技会本部および当該チーム合意のもと、やむを得ない事情により再試合が不可能な場合は「**引き分け**」とする。
 - ・引分けはリーグ戦が得点0、勝ち点0となる。トーナメント戦では、次に進むチームをチーム代表者のくじにより決定する。
 - ⑤なお、①、②、③、④において事由内容によっては懲罰が与えられる。また、重大事由の場合、没収試合として当該チームの**全記録を抹消することもある**。
 - ⑥上記の事態が発生した場合には、ブロック委員長または大会責任者は本連盟役員会に速やかに、報告、連絡、相談をするものとする。
- 3 警告、退場、退席などの懲戒罰、出場停止カウントの取り扱いは、連盟規律委員会 懲罰規程 P-2 「9・試合が中止になどとなった場合の懲罰の消化について」に準じる。

大会の懲罰規程について

懲罰事項、不誠実な事業運営について

* 懲罰基準

「東京都少年サッカー連盟・規律フェアプレー委員会
懲罰規程」による

* 適用範囲

「東京都少年サッカー連盟が主催する大会に関わる、連盟役員、
ブロック役員、大会運営部の個人およびチーム、チーム役員、
選手」とする

* 東京都中央大会およびブロック大会における、規律に対する
懲罰処置は 連盟規律委員会に報告、相談し助言を受けること。

ブロック内で懲罰規則やペナルティーを制定し、処分することを
禁止する。

1 試合における懲戒罰事項

- ①試合において主審より、退場を命じられた選手および退席を命じられた
チーム役員は、自動的に次の同一競技会（同一競技会終了の場合は直近の
公式試合）に 1 試合出場できない。
退場、退席の場合は、その後の処置は連盟規律委員会により行われる。
- ②累積警告が2回に達した選手も自動的に次の同一競技会（同一競技会終了
の場合は直近の公式試合）に 1 試合出場できない。
なお、三井のリハウスU-12 リーグ戦では累積は3回とする。
- ③ブロック大会での警告・退場・退席の処分は中央大会には持ち越さない。
- ④中央大会で受けた退場処分および累積警告による出場停止処分の消化は、
同一競技会における直近の公式試合に適用される。なお、消化されな
かった場合は、連盟規律委員会 懲罰規程 P-2 「8・出場停止処分
の消化について」に準じる。
チーム役員の退席については、所属するチームが中央大会に出場した直近
の公式競技会において、消化するものとする。
- ⑤チームが団体での懲罰行為には、連盟規律委員会が処置を行う。

2 運営規則違反、大会要項違反、登録に関すること、マナーに関することなら
びに暴行、脅迫、挑発行為、破壊行為、公文書偽造、変造その他不正行為が
発生した場合は、遅延なく連盟規律委員会に報告するものとする。
報告は、「懲罰事項・事実確認調書」にて行うこと。
その後の処置は連盟規律委員会にて行う。

3 ここに記載なき事項や、不誠実な事業運営が発生した場合にブロック委員長
は、連盟規律委員会へ連絡すること。

4 少年サッカー連盟・ホームページ「規律・フェアプレー委員会」の
「懲罰事項処理のながれ」「懲罰事項・事実確認調書」を確認のこと。